行政法　２５２１肢イ

第１ 肢の結論
誤っている

第２ 無許可営業における営業上締結された契約の効果
１ 問題の所在
本件Eは，食品衛生法第５２条１項に基づく，飲食店営業許可を受けないで無許可営業を行っている。その際にDが食事を終えた際に，無許可営業であることを理由に，Eからの支払いを拒めるか問題となる。
２ 結論および理由
（１）結論
Dは，Eからの飲食代金の支払請求に対し支払いを拒否することはできない。
よって，肢は誤り。
（２）理由
DE間には売買契約（民法５５５条）が成立しており，食事後は代金請求できるのが通常である。ただ，Eは無許可営業を行っている。そこで，販売権限がないものの契約として売買そのものが無効とも思える。
しかし，Dは，通常の食事をし，生活上の利益を得ている。その後，支払いを免れることは取引上問題である。EからDへの請求そのものは認める必要がある。
食品衛生法で，許可制を定められたのは，５１条のとおり，公衆衛生の見地から必要な基準で判断されるためであり，規制目的は，公衆衛生の不備により，食中毒などの害悪の発生を事前に防止するためである。
したがって，一般取引を無効する目的は含まれていないと解される。
このように，食品衛生法はあくまでも，取締法規であるため取引そのものは有効であると考える。
なお，無許可営業に関しては，損害等が発生した場合にEに責任追及する場面で機能すると考える。

以上